

第38回山梨県少年馬術選手権大会実施要項

H29.10.31

山梨県馬術連盟

会長 土橋 亨(公印略)

1. 主 催 山梨県馬術連盟
2. 開 催 期 日 平成28年11月26日(日)
3. 開 催 場 所 山梨県馬術競技場
4. 参 加 資 格 山梨県在住であり、現在中学一年生から高校二年生までに当たるもの
5. 目 的
  - ・本県若手騎乗者の長期にわたる強化を浸透させるために中学・高校生徒を対象とし、基礎の確立に挑戦することにより将来を嘱望される選手を発掘育成することを目的とする。
  - ・山梨県馬術連盟第一次強化選手選考競技会を兼ねる
6. 競 技 種 目 貸与馬による馬場馬術競技及び障害飛越競技  
使用する馬匹は、すべて主催者が用意する。
7. 競 技 方 法 昨年度の選手権優勝・準優勝者をシードとする。
  - (1) 予選競技:JEF馬場馬術競技 A2課目 2013  
シードを加えた上位 3 名が決勝競技に進むものとする。
  - (2) 第 38 回山梨県少年馬術選手権大会決勝競技(選手 4 名が馬場 2 頭・障害 2 頭騎乗)
    - (2-1)JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013
    - (2-2)障害飛越競技:基準表 A2-1 障害個数10個以内  
H100cm 以内、W120cm 以内、分速350m

\* 競技形式はエントリー及び提供馬匹の状況により、変更する場合がある。
8. 競 技 規 定 日本馬術連盟制定の一般規程及び貸与馬規程を準用。

## 9. 順位決定方法

### (1) 予選競技

勝敗決定方法は次の順序で決定する。

- ①同一馬匹の騎乗者のうちそれぞれ順位点をつけ、合計順位点が低いものが勝ち上がりとする。
- ②①が同点の場合
  - ・馬場馬術競技は総得点率が高い者が勝ち上がりとする。

### (2)の選手権競技は、次の順序で順位を決定する。

- ①馬場馬術競技、障害飛越競技それぞれの順位点を合計し、合計得点の低い者を上位とする。
- ②①が同点数の場合は、障害飛越競技の総減点の少ないものを上位とする。
- ③②が同点数の場合は馬場馬術競技の総得点率の高い者を上位とする。
- ④③でも同じ場合は同位とする。

【順位点】 1位:1点、2位:2点、3位:3点、4位:4点……

10.表 彰 選手権競技の1位の者を選手権者とし、選手権トロフィーを授与するとともに市川杯を授与する。また、3位までを入賞とし賞状及びメダルを贈る。

11打 合 せ 会 11月26日(日) 午前9時の開会式終了後 山梨県馬術競技場 本部棟 2階会議室

12.競 技 日 程

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 選手集合     | 9:00                    |
| 開会式・打合せ会 | 9:00～9:30               |
| 準備運動終了   | 9:45 *馬匹提供者が行う          |
| 競 技      | 10:00～15:30 *途中に昼休みを入れる |
| 表 彰 式    | 16:00～                  |

\*参加者は提供馬匹の手入れ、運営補助など随時行う

13.参加料・締切日 参加料:1名 5,000円 締切日:11月17日(金)  
\*締切厳守のこと。以降の追加は認めません。

14.申し込み方法 各団体で、取りまとめ、参加申込書に記入の上、保護者承諾の誓約書を添えて、下記へ申し込んでください。参加料は、打合せ会でお支払いください。  
なお、要項等は山梨県馬術連盟ホームページからもダウンロードして頂けます。  
〒408-0044 山梨県北杜市小淵沢町10060-3  
山梨県馬術連盟 宛  
Email:umaya@nns.ne.jp Fax 0551-36-6311  
Tel: 0551-36-3798(事務局:広部)

15.傷 害 保 険      参加者は何らかの傷害保険に加入のこと。  
主催者では、応急処置はするも、その責任は負いません。

16.そ の 他      (1) 競技形式は、エントリーの状況及び馬匹の状況により変更する場合がある。  
(2) 参加者の服装は、競技会に相応しいものとし、防護帽を必ず着用すること。  
(3) 馬割りは、打合せ会において抽選により決定する。  
(4) 団体責任者は、参加者が競技内容に適した技量を有する者かどうか充分考慮し、エントリーしてください。  
(5) 競技形式および予定時刻は、変更することがある。  
(6) 参加選手は提供馬の手入れ等をする。